

■ 編集だより

編集後記

著者が精神鑑定に携わって20年以上になる。かけ出しの頃は、ベテラン鑑定人の助手について習うことと同様、先達の優れた鑑定書を読むことが鑑定人として立ち回るための自己研鑽に大変有益だった。学術論文にも匹敵する質の高い鑑定書には、詳細な本人歴や逐語の面接記録によって、被鑑定人の生活背景、人物像(面接中の感情の動きまで伝わってくることもある)、精神症状の経過、犯行に至るまでの心理過程や状況などが提示され、丁寧な説明と精緻な論理立てによる精神医学的な考察が展開されている。ごく限られた専門家だけが精神鑑定に従事していた時代にはマニュアルなどもなく、経験の乏しい精神科医にとってこうした鑑定書が最良の教科書だった。どのように鑑定面接を進めるか、どのように精神医学的な考察を行うか、そして鑑定書はどのように書くべきかなどを学び、犯罪精神病理の理解も深めることができたと思う。

もちろん、診断学や刑事責任能力に関する意見の書き方など、時代の変化が表れる部分に関しては、現代の鑑定人が過去の鑑定書から学べることは限定されるだろう。しかし、診断の説明が操作的診断基準に該当するかどうかの検討にとどまるだけの鑑定書も多い。昨今、精神障害の本質的な疾病概念から解説していた従来の手法も取り入れた方が、精神医学の専門家ではない法曹関係者や裁判員にも理解しやすいのではないかと思うことがある。特に近年、裁判員裁判に対する便宜上の理由から、法曹が簡潔な鑑定書、精神症状の犯行への影響に焦点を合わせた説明を求めようになり、「わかりやすさ」が最優先されるようになった。そのために、精神障害、特に統合失調症やうつ病などのいわゆる「内因性精神病」の疾病性、病理性の説明が不十分な鑑定が増え、その結果、精神障害の犯行への影響が過小評価されて正しく責任能力判断がなされていない事例もあるのではないかと感じる。また全体の情報量が少なくなったために、鑑定書から被鑑定人の生活背景や人格形成の過程、人物像、精神症状の経過などが見えてこないことも多々ある。責任能力判断において、究極的には、犯行の動機形成や行動に精神障害と本来の人格のどちらがどれだけ影響しているかということが問われるため、被鑑定人の精神症状の的確な評価と同時に、その「人となり」が十分伝わる鑑定を行うことが重要だと考える。むしろ鑑定人の役割は法曹の補助が第一のため、不必要に専門的な分析を披瀝して大部の書面を作成することは慎むべきだが、学術的にも価値の高い鑑定書は、司法関係者の責任能力判断に寄与するにとどまらず、精神医学界の共有財産にもなるだろう。

実際過去には、そのような(特に世間の耳目を集めた重大事件の)鑑定書を集めた事例集がいくつも出版されてきた。しかし、もはやそれが許容される時代ではない。インターネットやSNSで情報が瞬く間に流布されて市井の一個人の特定さえ容易になっている現在、どれだけ個人情報マスクしたとしても、家族歴、生活歴、犯罪の内容などが詳細に書き込まれた鑑定書の公表は、被鑑定人だけでなくその家族、また被害者やその家族のプライバシーの重大な侵害をもたらす可能性がある。マスコミ報道によって広く知られている重大事件であればなおさらである。また、医学論文や学会報告での症例報告にあたっては、個人情報保護と本人の同意取得が求められるようになってきているため、鑑定事例に関する発表は一般の症例報告以上に制限を受けざるを得ない状況にある。

鑑定の学術的な活用と被鑑定人のプライバシー保護(人権擁護)をどのように両立させるか? 事例報告の承諾を得ることを前提にする場合、鑑定倫理に抵触しないよう被鑑定人との関係をどのように構築するべきか? 鑑定においてより先鋭化するこの問題は、精神医学全体に関わる本質的なものである。なぜなら、生活史に根ざす個人の内的体験を深く掘り下げていかなければ見えてこない普遍性を体系化する学問である精神医学は、その体験の独自性を完全に捨象しては成立しないというパラドックスとジレンマを内包しているからである。

田口寿子